

有關戶籍法第 4 條第 1 款第 6 目、第 12 條、第 35 條第 2 項、第 48 條第 4 項針對輔助登記部分，業經行政院定自 98 年 11 月 23 日施行

發文機關：內政部

發文字號：內政部 98.10.14. 台內戶字第 0980190251 號函

發文日期：民國 98 年 10 月 14 日

主旨：有關戶籍法第 4 條第 1 款第 6 目、第 12 條、第 35 條第 2 項、第 48 條第 4 項針對輔助登記部分，業經行政院定自 98 年 11 月 23 日施行，請查照並轉知所屬。

說明：依據行政院 98 年 10 月 6 日院臺治字第 0980062553C 號函辦理。